

準用河川における河川管理施設等の構造基準について

関係法律	河川法第100条第1項において準用する第13条
法律の内容	これまで全国一律に制定されていた準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を、政令で定める基準を参酌して市の条例で定めることとされました。
国の基準令	河川管理施設等構造令
独自基準の制定	市において検討した結果、政令で定める基準を参酌して市の条例で定めることとされており、国と同一の基準を市の条例基準として決めました。 国の基準の中でも、「ダム」と「高規格堤防」については、小城市にそぐわないと思われるため、今回、市の定める基準には、定めていません。
用語の説明	河川管理施設とは、堰、水門、堤防、護岸などの施設のことです。 準用河川とは市が河川を指定し河川法を準用する河川のことです。
条例施行予定日	平成25年4月1日
担当	建設課 63-8825